

失語症のある人のコミュニケーションを支援します

失語症者向け意思疎通支援者による外出同行支援の例

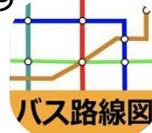
外出の支援

外出に同行し他者とのコミュニケーションを支援します



交通機関の利用支援

利用手続き、電車・バス路線図、表示板の理解が難しい場合に援助します



会・会議での理解と意思表示支援

会議の内容などを分かりやすく示し、意見がある時には伝えやすいように手助けします



同病者とのコミュニケーション支援

失語症友の会などに同行し、他者との会話の橋渡しをします



公共施設の利用・手続き支援

銀行・役所・郵便局などに同行し利用・手続きなどをわかりやすく説明します



買物・娯楽施設などの利用支援

店頭でのやりとりや商品説明の理解などが難しい時に、わかりやすくお伝えします



○派遣対象外

- ・通勤、通学、通所等の通年かつ長期に渡る場合
- ・政治活動、宗教活動、営業活動にかかわる場合
- ・家族が行う意思疎通支援の場合
- ・社会通念上、本事業を利用することが適当でない場合
- ・意思疎通支援以外のことを目的とする場合

○派遣される支援者

失語症者向け意思疎通支援者として福岡県に登録されている者

○派遣料金

無料（*但し、待ち合わせ場所からの交通費や施設利用料、参加費など失語症者向け意思疎通支援者に必要な経費は、ご利用される失語症者のご負担となります）

利用方法（手順）

- ① まずは①「利用者登録申請」をしましょう
*過去に提出されたことがある方の再登録は必要ありません
- ② 「利用者登録通知書」（申請内容の確認結果）が郵送で届きます
- ③ 利用したい時は③「派遣依頼書」を提出してください

- ◎入力が難しい場合は代理者（協力者）の方がご記入ください
- ◎派遣が決定しましたら、担当者よりご連絡させていただきます

< 各種書類を取り寄せる方法 >

(1)E-Mail で取り寄せる場合

件名に「利用者登録申請書」「派遣依頼書」とご記入の上、下記宛にご連絡ください

<E-Mail> st_fukuoka_kaiin@yahoo.co.jp（失語症サポート委員会宛）

(2)福岡県言語聴覚士会のホームページからダウンロードする場合

<福岡県言語聴覚士会> URL : <https://www.st-fukuoka.jp>

< 書類記入後の申請方法 >

①利用者登録申請書は、「失語症が確認できる書類の写し」とともに、
<郵送>でご提出下さい（詳細は申請書をご覧ください）

③派遣依頼書の場合 <郵送>のほか、<FAX> <E-Mail>での提出も可能です

宛先：<郵送> 811-3195 福岡県古賀市千鳥 1-1-1

福岡東医療センター

リハビリテーション科内 担当：景山（かげやま）

<FAX> 092-942-2705

<E-Mail> st_fukuoka_kaiin@yahoo.co.jp

* 「派遣依頼書」は、希望日の原則3週間前までにお申し込みください

* ①「利用者登録」と③「派遣依頼」は同時に申請可能です

* 内容や日程等により、ご希望の日時に派遣できないことがあります
あらかじめご了承ください



注意



問合せ先：（一社）福岡県言語聴覚士会 < st_fukuoka_kaiin@yahoo.co.jp >

☎ 080-8376-0847（留守番電話のため折り返し連絡します）